

## 委員会名簿

区分	氏名	所属・役職等
《学識経験者》	竹村 裕樹	金沢学院大学経営情報学部 教授
	滝内 隆子	金沢医科大学 看護学部長
	中谷 勇	内灘町町会区長会
	一枚田 美子	内灘町女性協議会
	田中 徹	内灘町商工会

※ 事務局:内灘町都市整備部都市建設課

(趣旨)

第一条 この要綱は、内灘町公共事業再評価実施要領に基づき設置する内灘町公共事業評価委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第二条 委員会は、町長の諮問に応じ、町が作成した再評価の結果及びこれに基づく対応方針案について審議し、意見を具申するものとする。

(組織)

第三条 委員会は、委員五人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、町長が委嘱する。

3 委員の任期は、当該諮問にかかる審議が終了し、答申が行われた日までとする。

(委員長等)

第四条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを選任する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員会に、副委員長を一人置き、委員長がこれを指名する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第五条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長及びその職務を代理する委員がともに欠け又は事故あるときは、町長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会の会議は、原則、公開して行うものとする。ただし議長が当該会議に諮って特に必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(意見の聴取)

第六条 委員会は、技術的な見地からの検討を行う等審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第七条 委員会の庶務は、都市整備部都市建設課において処理する。

(その他)

第八条 この要綱に定めるもののほか、審議の方法その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が決定する。

附則

この要綱は、平成十七年八月十一日から施行する。

# 内灘町公共事業再評価実施要領

## 第1 目的

町が実施する公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事業の採択後一定期間が経過した後も未着工である事業、事業の採択後、長期間が経過している事業等について再評価を行い、必要に応じて事業の見直しを含め、事業の継続等の対応方針を決定することを目的とする。

## 第2 再評価の対象とする事業の範囲

再評価の対象とする事業は、町が実施する公共事業とする。ただし、公共事業のうち、維持管理及び災害復旧に係る事業を除く。

なお、「公共事業」とは国の補助を受けた事業をいう。

## 第3 再評価を実施する事業

再評価を実施する事業は、次のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業  
「事業採択」とは補助事業が予算化されたことをいい、「未着工」とは用地買収手続きと工事のいずれにも着手していない事業をいう。
- (2) 事業採択後長期間が経過している事業  
「長期間」とは10年間とし、一部供用が開始されている事業を含め、継続中の事業を対象とする。
- (3) 再評価実施後一定期間が経過している事業  
「再評価実施後一定期間」とは下水道事業にあつては10年間、その他事業にあつては5年間で継続中の事業とする。
- (4) 社会経済情勢の急激な変化等により見直しの必要が生じた事業
- (5) 所管する省庁から別途再評価が必要と指定された事業

## 第4 再評価の実施及び結果等の公表

再評価の実施及び結果等の公表は、次のとおりとする。

- (1) 再評価の実施主体は、町とする。
- (2) 再評価の実施方法等については、次のとおりとする。  
再評価資料  
再評価に当たって作成する基礎資料の評価項目等具体的な内容については、各事業を所管する省庁から示される再評価に関する実施細目等に準拠するものとする。
- (3) 町は、再評価資料に基づき、当該事業に係る対応方針案を定めるものとする。
- (4) 町は、前号の対応方針案について、第5に規定する内灘町公共事業評価委員会の意見を聞き、対応方針を決定するものとする。
- (5) 町は、対応方針及びその決定理由等を公表するものとする。

## 第5 内灘町公共事業評価委員会

- 1 町は、再評価資料に基づく事業の対応方針を決定するため、学識経験等を有する者で構成する内灘町公共事業評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- 2 委員会は、第4の（4）の規定により意見を求められた事業に関し、町に対し意見を具申する。

## 第6 その他

この要領に定めるもののほか、再評価の実施について必要な事項は、別に定めるものとする。

## 附 則

この要領は、平成17年8月11日から施行する。

この要領は、平成30年11月27日から施行する。

事業主体:内灘町

事業再評価

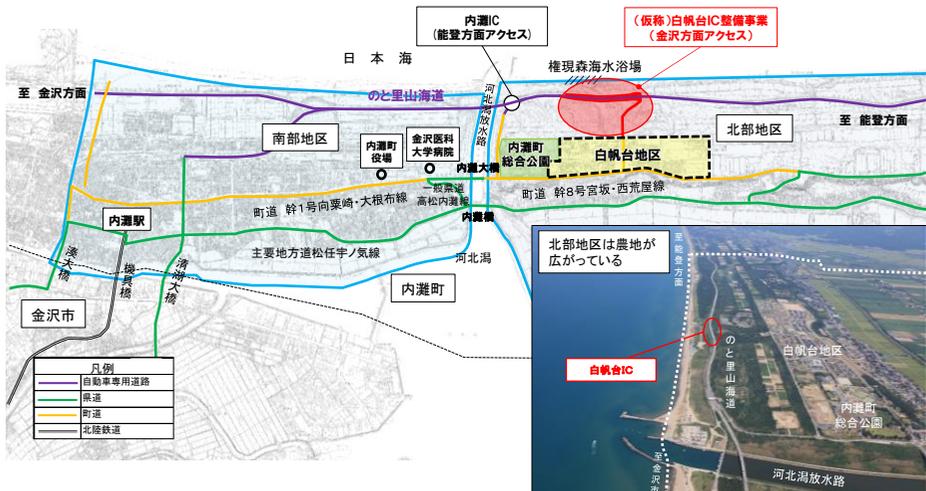
# (仮称)白帆台IC整備事業

事業箇所:河北郡内灘町字 宮坂 地内

令和2年2月

## 1. 事業の目的・概要

- ①南部地区と北部地区の均衡ある発展と北部地区の定住促進
- ②南部地区と北部地区を結ぶ道路ネットワークの充実
- ③北部地区の豊かな自然、スポーツ・レクリエーション資源等の利用促進

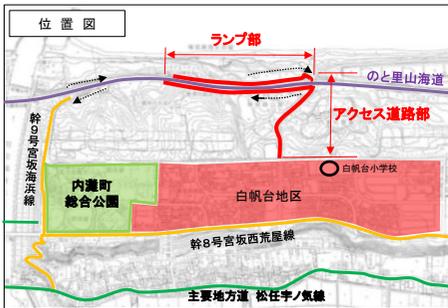
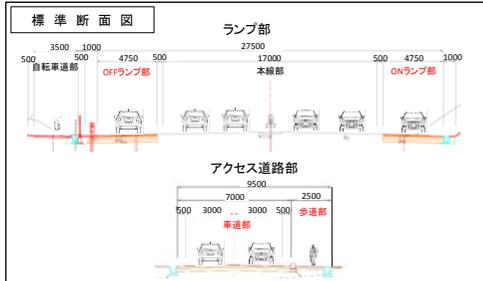


# 1. 事業の目的・概要

**■事業概要**  
 事業名称 : (仮称)白帆台IC整備事業  
 事業箇所 : 河北郡内灘町宇宮坂地区  
 計画交通量 : 2,800台/日  
 事業費 : 10.2億円  
 (H30事業再評価時7.3億円)

**■事業の経緯**  
 事業化 : 平成28年度  
 工事着手 : 平成30年度

**■事業進捗率**  
 進捗率 : 70% (令和元年度末見込)



# 2. 事業進捗状況

計画概要図



### 3. 事業の変更内容

当初事業費

7.3億円



変更事業費

10.2億円  
(約2.9億円増)

#### 【事業費変更の内訳】

1) 人件費・資材単価の上昇及び消費税増税による増額	約0.9億円
2) 安全対策のための増額	約0.7億円
3) 現場条件の変更による増額	約1.1億円
4) 「のと里山海道」への案内標識の設置による増額	約0.2億円
計	約2.9億円

### 3. 事業の変更内容

#### (1) 人件費・資材単価の上昇及び消費税増税による増額(約0.9億円増)

##### ■ 労務単価の上昇 C=21百万円

主要11職種の平均労務単価：H29年度比で+8%

H29 20,000円/人日 → R1 21,700円/人日

※主要11職種・・・普通作業員、運転手(一般)、型枠工など

##### ■ 資材単価の上昇 C=53百万円

道路情報板、内照式案内標識、高さ制限ゲート等の資材単価上昇



道路情報板



内照式案内標識



高さ制限ゲート

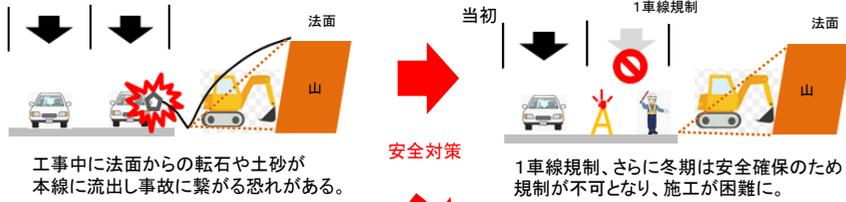
##### ■ 消費税率の上昇 C=15百万円

令和元年10月1日より消費税率が8%から10%に

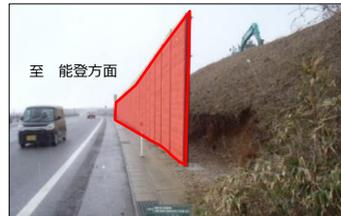
### 3. 事業の変更内容

#### (2) 安全対策のための増額 (約0.7億円増)

##### ① 仮設防護柵の設置 C=38百万円



仮設防護柵の設置により  
交通規制なしで施工が可能に  
道路利用者の安全を確保、工期の短縮

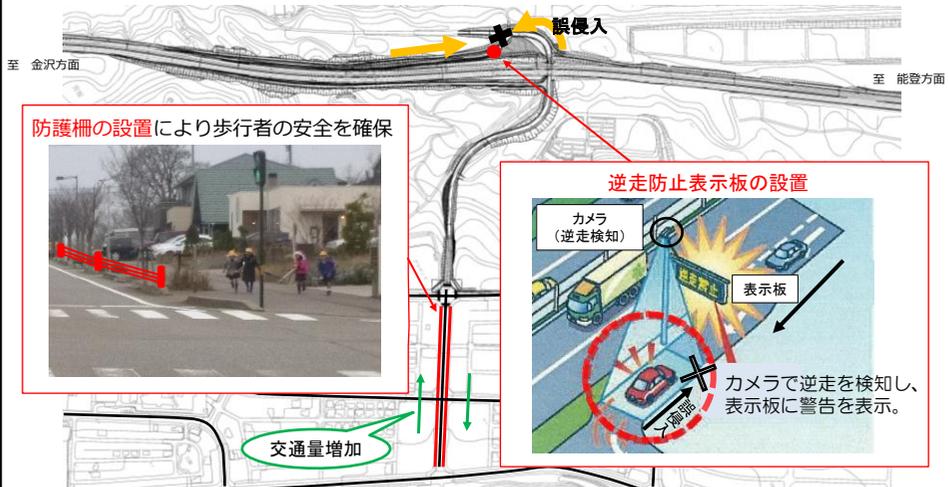


### 3. 事業の変更内容

#### (2) 安全対策のための増額 (約0.7億円増)

##### ② OFFランプ部に逆走防止表示板を追加 C=20百万円

##### ③ 町道部における防護柵等の増工 C=14百万円



### 3. 事業の変更内容

#### (3)現場条件の変更による増額(約1.1億円増)

- ① 法面工(材料変更、面積変更) C=16百万円
- ② 伐木処分量の増加 C=25百万円
- ③ 構造物支障移設 C=48百万円
- ④ 発生土 受入待ちのため仮置き・二次運搬 C=20百万円



### 3. 事業の変更内容

#### (4)「のと里山海道」への案内標識の設置による増額(約0.2億円増)

- 案内標識の設置 C=18百万円



## 4. 事業効果

### (1) 費用便益比(B/C)

費用便益比は、公共事業の効果を金銭に置き換えて、その妥当性を評価するための指標。  
費用便益分析マニュアル(国土交通省 道路局)に基づいて、便益及び費用を算出する。

#### ■便益(B)

単位：億円

※1	走行時間短縮便益	走行費用減少便益	交通事故減少便益	合計 ※2
現在価値 B	13.97 (13.44)	0.01 (0.01)	0.66 (0.63)	14.64 (14.08)

- 走行時間短縮便益＝道路整備による総走行時間費用の短縮額
- 走行費用減少便益＝走行条件改善による、燃料費、油脂費、タイヤチューブ費、車両整備費等の縮減額
- 交通事故減少便益＝道路整備により、縮減可能な交通事故損失額

#### ■費用(C)

	改築費	維持管理費	合計
現在価値 C	10.40 (7.20)	1.35 (1.30)	11.75 (8.50)

- 維持管理費＝道路の維持管理に必要な費用
- 改築費＝道路整備に必要な工事費等

※1 便益と維持管理費は50年分の額を算出  
算出した便益及び費用は現在価値に換算している

※2 ( )内は前回再評価時の数値  
改築費を除く数値の変動は事業評価年次の変動に伴い、  
現在価値が変動したことによるもの

費用便益比 (B/C) 1.3

$$\frac{B}{C} = \frac{14.64 \text{ (億円)}}{11.75 \text{ (億円)}} = 1.3$$

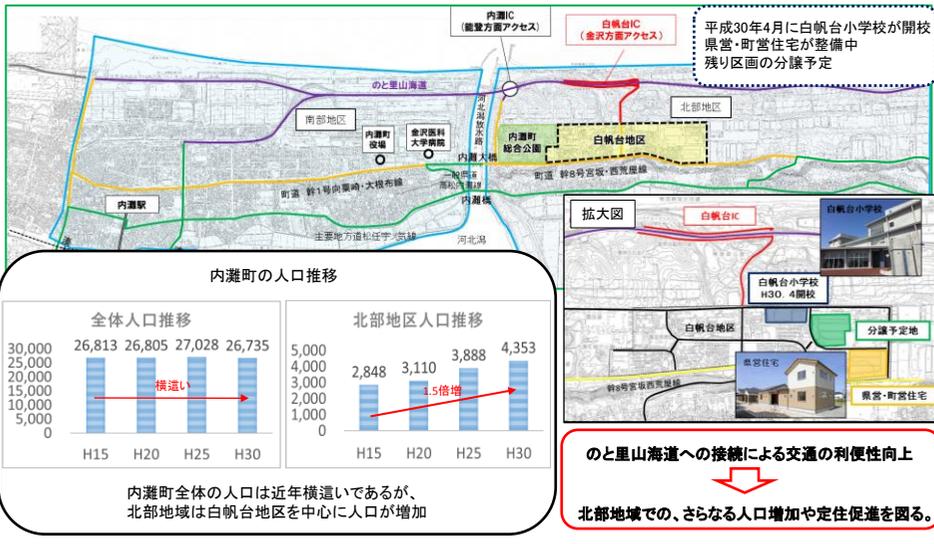
$$\left( \text{前回} \frac{B}{C} = \frac{14.08 \text{ (億円)}}{8.50 \text{ (億円)}} = 1.7 \right)$$

便益が費用を上回っており、  
効果的な事業であると評価できる

## 4. 事業効果

### (2) 整備後の効果

#### ① 交通の利便性向上による北部地区の定住促進



## 4. 事業効果

### (2) 整備後の効果

#### ②道路ネットワークの充実による災害時の避難経路拡大



## 4. 事業効果

### (2) 整備後の効果

#### ③金沢方面のアクセス向上による既存施設の利用促進



## 5. 対応方針(案)

- 費用便益比(B/C)は1.3のため、投資効果は大きい。
- 金沢方面へのアクセス向上により、北部地区の定住促進や災害時の避難経路拡大、既存施設の利用促進のほか、内灘町内の幹線道路における渋滞緩和、交通事故削減に寄与することから事業効果は大きい。
- 事業効果の早期発現のため、早期供用を目指す。



**事業継続**